

順天堂スポーツ健康科学研究
審査要領

(目的)

第1条 この要領は、順天堂スポーツ健康科学研究（以下「本誌」という。）への投稿原稿の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査区分)

第2条 投稿原稿の審査は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める方法によるものとする。

- (1) 総説及び研究論文は、審査員2人による査読を経て、常任編集委員会が採録の可否を決定する。
- (2) 研究資料及び実践報告は、常任編集委員会が審査基準を満たすと判断した場合に採録する。
- (3) 前2号以外の投稿原稿は、編集委員長又は編集委員長が指名した者が採録の可否を判断し、常任編集委員会への報告を経て公表する。ただし、当該報告後3日以内に常任編集委員が異議を述べたときは、常任編集委員会の決議により、採録の可否を決定する。
- (4) 前各号の規定にかかわらず、常任編集委員の過半数の同意があるときは、編集委員会の承認を経て審査方法を変更することができる。

(審査期間)

第3条 常任編集委員会は、前条第3号ただし書き及び第4号の場合を除き、投稿原稿を受け付けた日から、総説及び研究論文については30日以内、総説及び研究論文以外の原稿については20日以内に当該投稿原稿の著者へ審査結果を通知しなければならない。

(審査基準)

第4条 総説、研究論文及び研究資料については、投稿規程に定めるもののほか、次の各号に掲げる基準を満たすと認められるものを採録する。

- (1) スポーツ健康科学分野又は常任編集委員会が認めた分野のテーマであり、明確な研究目的が示されているもの
- (2) 結論その他の主張を理解するために必要な説明又は情報に不足がないもの
- (3) 研究倫理上の問題又は法令に違反する可能性がないもの
- (4) 論文としての体裁が整っているもの

2 実践報告については、投稿規程に定めるもののほか、次の各号に掲げる基準を満たすと認められるものを採録する。

- (1) 教育、研究、社会貢献又はスポーツその他の文化的活動に関係するテーマであるもの
- (2) 実践した内容を理解するために必要な説明又は情報に不足がないもの
- (3) 倫理上の問題又は法令に違反する可能性がないもの
- (4) 体裁が整っているもの

3 第2条第1号及び第2号以外の投稿原稿については、投稿規程に定めるもののほか、次の各号に掲げる基準を満たすと認められるものを採録する。

- (1) 教育、研究、社会貢献若しくはスポーツその他の文化的活動に関係するテーマであるもの又は順天堂大学（以下「本学」という。）、本学教職員若しくは本学学生の活動に関するもの
- (2) 倫理上の問題又は法令に違反する可能性がないもの
- (3) 体裁が整っているもの

4 前各項の規定にかかわらず、編集委員会又は常任編集委員会から依頼した原稿については、その都度、常任編集委員会が審査基準を別に定めることができる。

附 則

この要領は、令和4年7月21日から施行する。